

令和4年度 ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づく測定結果の公表について

令和5年8月
環境部環境対策室環境保全課

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項に基づき報告のあったダイオキシン類の測定結果について、同条第4項に基づき公表する。
なお、測定結果は排出ガス、排水水ともに排出基準に適合していた。

名称	所在地	特定施設の種類	排出ガス			排水水			ばいじん		燃え殻	
			排出基準値※ (ng-TEQ/m ³)	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	試料採取 年月日	排出基準値 (pg-TEQ/L)	測定結果 (pg-TEQ/L)	試料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取 年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	試料採取 年月日
甲府市 浄化センター	大津町 1645	廃棄物 焼却炉	5	0.00050	R4.9.15	—	—	—	0.000000030	R4.9.15	—	—
		廃棄物 焼却炉	1	0.00000050	R4.10.18	—	—	—	0.00000019	R4.10.18	—	—
		下水道終末 処理施設	—	—	—	10	0.00049	R4.9.15	—	—	—	—
(株)シャトレーゼ 中道工場	下曽根町 3440-1	廃棄物 焼却炉	10	4.0	R5.1.26	—	—	—	0.67	R5.1.27	0	R5.1.27
(株)サンキムラヤ	西下条町 1065-1	廃棄物 焼却炉	10	1.0	R4.12.26	—	—	—	0.0000006	R4.12.16	0	R4.12.16

※廃棄物焼却炉に係る排出基準値は設置時期等により異なる（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2、同規則附則第2条第1項）